

令和7年度

# いじめ防止基本方針



石岡市立南小学校

# 令和7年度 いじめ防止基本方針

石岡市立南小学校

## はじめに

学校統廃合により、高浜小学校、三村小学校、関川小学校に在籍していた児童が、南小学校で共に学びはじめて1年が経過した。南小に転入した児童は、この1年間でそれぞれが人間関係を広げ、それにより交友関係にも様々な変化があった。

年度が替わり、児童は新たに編制された学級で、新しい関係性の中での学びが始まる。各学校や各学級で培ってきたコミュニケーション文化には違いがある。この違いなどにより、児童相互に誤解が生じることで「いじめ」の事案に発展し、児童が傷ついたり追い詰められたりすることが無いよう、「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめの定義」を踏まえた対応が必要である。

平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」による「いじめの定義」変更を受け、学校は積極的ないじめ認知に努めてきた。今後も継続して、いじめ問題は深刻な社会問題、人権問題としてとらえ、これからも積極的な認知と対応に努めていく。

小学生の発達段階では、児童相互の誤解や間違いは日常的に発生し、それにより「児童等が心身の苦痛を感じているもの」は「いじめ」と認知し対応に当たってきた。学校ではコロナ禍前のような、児童同士が積極的に関わるような様々な活動を拡大している。しかし、3年近くの空白期間の影響は深刻で、児童のコミュニケーションスキル未発達による誤解や間違いを起因とするトラブルは増加している。

学校教育に関わる皆様には、報道されてる「いじめ増加」の背景には、上記の実態に起因するものが多いことを理解いただきたい。「いじめ」の定義が変更され、児童の上記実態もあり、「いじめ」は増加することになる。学校で認知した「いじめ」は、児童の誤解や勘違いに起因するものが多く、児童相互からの聞き取りや状況確認で、互いの誤解や勘違いを知り、修正したり確認したりして解消しているものがほとんどである。児童の成長過程において、このような誤解や間違いを修正し、改善していくプロセスこそ、人同士が関わり合う学校で、児童が学ぶべき内容であると理解することが大切と考える。児童の態度や話から「いじめ」の不安を感じた際には、冷静に学校への情報提供をお願いしたい。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子にも起こりうるという事実を踏まえ、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。

全職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、いじめは絶対許されないという強い決意を共有して確実に対応するために、この『いじめ防止基本方針』を定める。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等の対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の作成について定めるとともに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

『いじめ防止対策推進法』の目的より

# 1 基本的考え方

## (1) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成 25 年 9 月 28 日施行 「いじめ防止対策推進法」より）

※ 「いじめ」には多様な態様があることを鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。（「いじめ防止対策推進法案」に対する付帯決議より 一部抜粋）

## (2) いじめの基本認識

- ・「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
- ・いじめられている子どもの立場に立った心身の指導を行うこと。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ・いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ・家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

※ 「いじめ」は「弱いものいじめ」にみられる、社会通念上の「いじめ」だけでなく、学校で扱うの「いじめ」は、より範囲の広い「いじめ防止対策推進法」の「法」が定めた「いじめ」である。学校に関わる全ての関係者が「法」による「いじめ」＝「心身の苦痛」に対応することが、児童の学校生活でのウェルビーイング向上に資すると考え早期対応にあたる。

## (3) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」について

「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」こととの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事態が発生したものと扱うこと。

### ① 「生命心身財産重大事態」に係る判断について

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。事案によっては、警察への通報・相談等をも視野に入れた対応をすべきである。

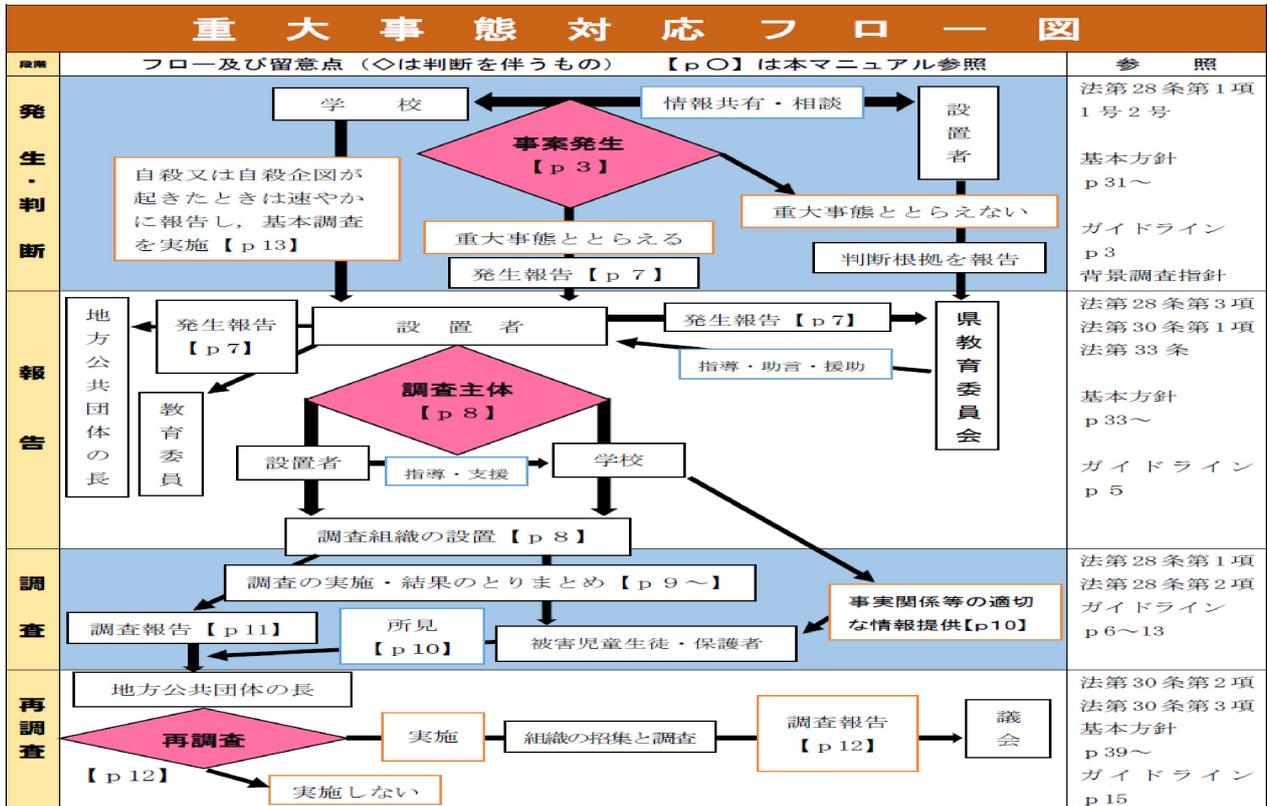
「心身に重大な被害が生じたこと」における心身への被害については、いじめを認知し、対応を行った後も、当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図ることが必要である。

例えば、被害児童生徒が、いじめの事案で退学・転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該

当し、適切に対応することが求められる。

②「不登校重大事態」に係る判断について

欠席の相当の期間とは、年間30日が目安となるが、「不登校重大事態」に該当するかどうかの判断に当たっては、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、「生命心身財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。



※ 市町村教育委員会から県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階においても適時行うものとする。

## 2 いじめの未然防止について

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができる学校づくりを進めることである。令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」に基づいた指導を進めていく。

### (1) 生徒指導の機能（自己決定、自己存在感、共感的人間関係）授業の充実

生徒指導の機能を生かした授業を工夫し、その改善を常に図っていくことでいじめを始めとした生徒指導上の諸問題を未然に防止できるという考え方に立つ。

日常の教育活動を通じてすべての児童の成長発達を支える「発達支持的生徒指導」の充実を図る。また、児童自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴える「課題予防的生徒指導」の取り組みを推進する。

### (2) 一部教科担任制授業、ティームティーチング、一部学年担任制を導入

教科担任制授業やティームティーチング、一部学年担任制などの積極的な導入により、1人の児童に複数の教師が係わる体制を組むことで、いじめの早期発見や未然防止に努める。

### (3) 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」このことを児童にあらゆる機会を通して理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

① 人権教育に関する職員研修の充実

② 児童による人権集会の実施

児童が互いに個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような安心・安全な風土の醸成を図る。

③ スクールカウンセラー（SC）や担任等による「SOSの出し方に関する教育」や養護教諭・外部講師による「生命の安全教育」の授業を行う。

④ いじめ防止教育の充実

児童の発達段階や学校や学級で発生した出来事等に応じて、未然防止の観点から防止教育を実施する。いじめの被害者、加害者、傍観者などの構造的な理解や、それぞれの立場での相談の在り方について、学ぶ機会を設ける。

### (4) 学級経営の充実

児童による安心した学校生活を送れる風土づくりを支援するため、授業の充実と改善を図りながら、豊かな人間性の育成に努める。そのためには、児童の学習活動の基盤である学級集団を積極的に生き生きとしたものに育成していくことが肝心である。

① 児童理解

児童一人一人の個性を生かすように努めるとともに、あらゆる機会をとらえて児童理解に努める。

② 望ましい学級集団の育成（よりよき人間関係の育成、支持的雰囲気醸成）

③ 基本的な生活習慣の指導

④ 家庭との連携

⑤ 学級担任としての教師の在り方

学級経営は、学級集団における人間関係の深化を図ることを基調として、集団の質的な高まりを期待するものであるが、そのためには、担任が児童から信頼されていることが不可欠の条件である。教師としての人間性にゆだねられるものである。

### (5) 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。児童は心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱う必要がある。

### (6) 縦割り班活動の実施と工夫

本校の特徴でもある縦割り班活動は、異学年間の交流を図るのみならず、協力したり協調したりすることを学習し、友だちとよりよく関わる力を身につけさせる実

践・体験活動である。また、多様な人間関係の交わりの中で、絆づくりや自己有用感（存在感、所属感）を獲得していくことができるよう創意工夫していく必要がある。

### **（7）校内の協力体制の整備と保護者、地域、外部機関との連携**

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導等の悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気大切である。また、保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定することも考えられる。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年便り等による広報活動も重要である。昨年度に設置された学校運営協議会（コミュニティスクール）でも「学校いじめ防止基本方針」を示し、地域とともに取り組むいじめ防止措置へと発展を図りたい。

また、警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を図る。「学校いじめ防止基本方針」をホームページなどで公開すると共に、児童や保護者に対して年度当初や入学時に内容を説明する。

## **3 いじめの早期発見について**

児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応すること。児童の変化に気づかずにいじめを看過したり、せっかくながら見過ごしたり、相談を受けながら対応を先延ばしにしない。

### **（1）日々の観察**

担任が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、その中からいじめ早期発見の手がかりを探すようにする。休み時間、給食時、放課後等の雑談の機会に目を配り、アンテナを高くして情報を集めるようにする。

### **（2）学校生活アンケートの実施**

毎月「学校生活アンケート」をとり、不安要素のある児童とは個人面談をし、いじめの早期発見に努める。

アンケートを実施する上での留意点を確認し、すべての教職員の共通理解のもと、実施する。また、アンケート内容については随時、見直していく。

### **（3）教育相談体制の整備**

6月と11月に計画的な教育相談を行うだけでなく、チャンス相談等を実施しいじめを早期発見する教育相談体制を整える。そのためにも、日常生活の中での担任の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる人的環境づくりに心がける。

### **（4）いじめ早期発見のためのチェックリストの活用**

いじめを早期発見するために、観察の視点を決めて担任が月1回実施する。児童の普段の表情や態度、言動からその異変に気づくようにし、教職員の感性が磨かれることも期待する。また、チェックマーク（△疑い・観察 ○複雑・困難 ◎深刻→緊急対策会議）を導入し、教師としての意識化をさらに図っていく。

### **（5）相談窓口の周知等、相談環境の整備**

教職員に直接話すことが苦手な児童のために、一人一台端末を活用した「校内オンライン相談窓口」や保健室前に相談箱を設置し、いじめの早期発見や生徒指導の諸問題の掌握に努める。その活用に関しては、生徒指導主事・養護教諭が管理し、実務部会と連携し、速やかな対応を図る。

ホームページや配信で相談窓口を周知し、SOSが出せる環境を整える。

## 4 いじめの対応について

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめ対策のための組織「いじめ対策委員会（実務部会）」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。いじめであると判断したら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までこの組織が責任をもってことにあたるものとする。

### (1) いじめ対応の基本的流れ

実態把握	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者双方、周囲の児童から聞き取りを行い、記録する。</li> <li>・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。</li> <li>・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。</li> </ul>	
《 把握すべき情報 》	
① だれがだれをいじているのか？	【 加害者と被害者の確認 】
② いつ、どこで起こったのか？	【 時間と場所の確認 】
③ どんな内容で、どんな被害か？	【 内容 】
④ いじめのきっかけは何か？	【 背景と要因 】
⑤ いつ頃から、どれくらい続いているのか？	【 期間 】

### 指導体制・方針決定

<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導のねらいを明確にする。</li> <li>・教職員の共通理解を図るとともに、対応への役割分担をする。</li> <li>・教育委員会、関係機関との連携を図り、調査委員会を設置する。</li> </ul>
---

児童への指導・支援	保護者との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。</li> <li>・いじめた児童に相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは消して許されない行為である。」という人権意識をもたせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接会って、具体的な対策を話す。</li> <li>・理解と協力を求め、今後の学校との連携について話し合う。</li> </ul>

### 今後の対応

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に指導、支援を行う。</li> <li>・カウンセラー等の活用も含め、<u>心のケア</u>に努める。</li> <li>・心の教育の充実を図り、支持的風土のある学級経営を行う。</li> </ul>
---

※ 子どもたちが発達段階の途上にあることや学校が学びの場であることを考慮し、子どもの意見表明権を大切にしながら修復的活動を支援することを基本とする。

### (2) いじめ対応の留意点

いじめの調査・指導に当たり生徒指導提要に示された「事実解明の際の児童からの聞き取りの仕方」や、事案により学校での聞き取りは最小限の確認のみで、専門機関「警察や医療」と速やかに連携し移管する。

#### ① いじめられた側への対応

児童に対して

- 事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。

- 自信をもたせることばをかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 事実確認後速やかに家庭訪問や等電話連絡等により、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について話し合う。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の児童の様子に注意し、ささいなことでも相談するように伝える。

## ② いじめた側への対応

児童に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの痛みを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛み共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

保護者に対して

- 正確な事実関係について説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

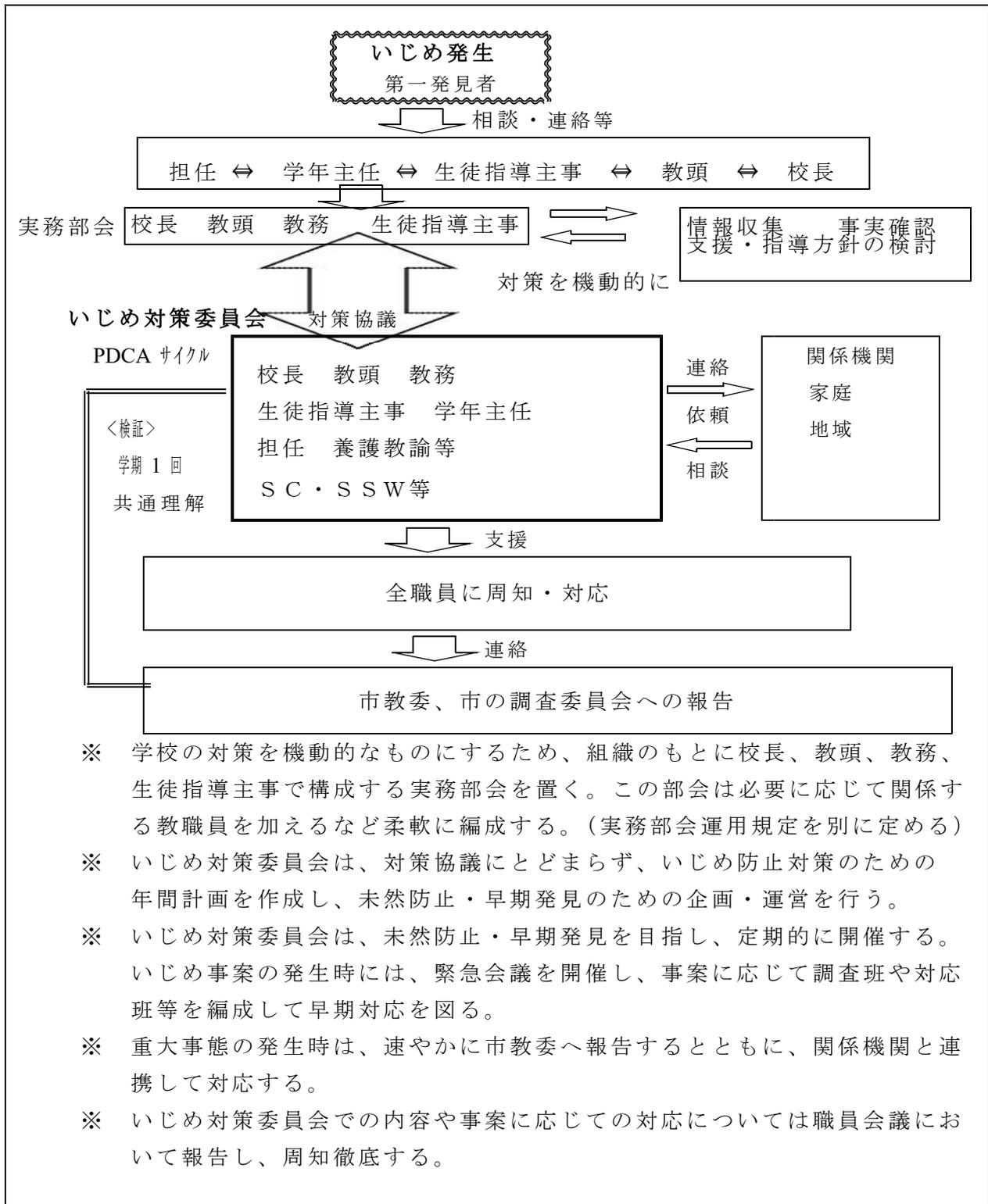
## ③ 周囲の児童への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学年、学校全体で示す。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

## 5 いじめの防止等の対策のための組織（防止、早期発見、対処のために）

この組織は、「学校いじめ防止基本方針」に決められたことを実行に移す際の中核を担う組織として、未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質向上のための校内研修や、教育課程に位置づけられて行われる取り組みの企画や実施、さらには計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取り組みの有効性の検証、「学校基本方針」の見直しについても担う（いわゆるPDCAサイクルで取り組む）。

《 いじめ対策委員会組織 》



## 6 年間指導計画 令和7年度

月	学校行事	年間指導計画			通年
		職員会議等	未然防止	早期発見	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学式</li> <li>P T A 総会</li> <li>家庭確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導委員会 (方針、指導計画、検討)</li> <li>職員会議 (共通理解)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SOSの出し方(周知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>春休み明けアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつ運動</li> <li>○職員終会(周知)(週1回)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠足(1・2・3年)</li> <li>市陸上記録会(6年)</li> <li>体験学習(5年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班活動</li> </ul>		
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠足(4年)</li> <li>合同引き渡し訓練</li> <li>含親子行事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話、インターネット講習会(5、6年生)</li> <li>たてわり班活動</li> <li>オアシス集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導(月1回)</li> <li>○いじめチェックリスト(月1回)</li> <li>○学校生活アンケート(含アセス)(月1回)</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談(二者面談)</li> <li>学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育職員研修会(外部講師)</li> <li>ケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班活動</li> <li>SOSの出し方(周知)</li> </ul>		○学校生活アンケート(含アセス)(月1回)
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策校内研修</li> </ul>			
9		<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会(情報共有)</li> <li>ケース会議</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み明けアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実務部会(随時)</li> <li>・いじめ対策委員会(随時)</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班活動</li> <li>人権週間</li> </ul>		
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠足(6年)</li> <li>ひまわり祭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班活動</li> <li>石岡市いじめ防止フォーラム参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ緊急会議(重大事案発生時)</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート</li> <li>個別面談(希望面談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班活動</li> <li>SOSの出し方(周知)</li> </ul>		○「学校だより」「れんらくアプリ」等による啓発(随時)
1			<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬休み明けアンケート</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年末P T A</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会(今年度の課題、次年度への検討)</li> <li>ケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班活動(6年生を送る会準備)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業式</li> <li>修了式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班活動(6年生を送る会)</li> <li>SOSの出し方(周知)</li> </ul>		

資料3 石岡市いじめ問題対応等フロー図

